

「高齢者虐待対応専門職チーム」経験交流会

「市町村・都道府県における 障害者虐待の防止と対応」

平成24年4月14日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域移行・障害児支援室長 辺見聡

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

(平成23年5月17日成立、同6月24日公布)

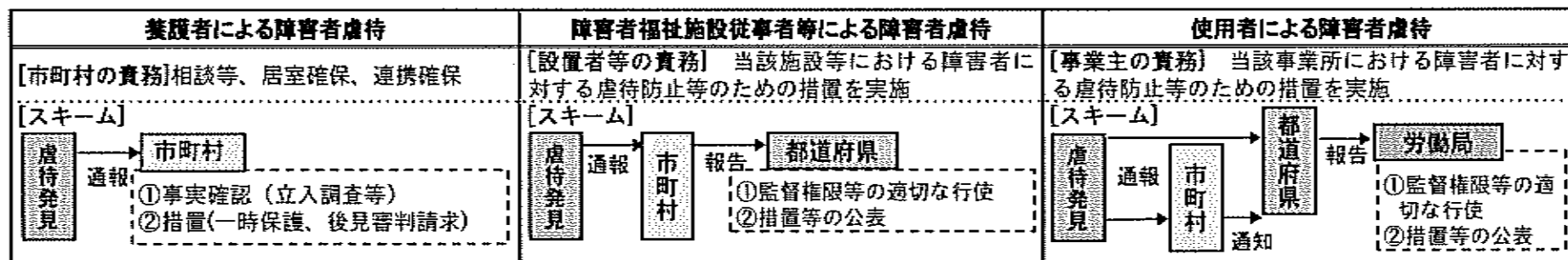
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法の規定に基づき成年後見開始審判の請求をする。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○ 障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別で整理すると下記のとおり。

所在 場所 年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所
		<障害者自立支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>			
		障害福祉 サービス事業所 〔入所系、日中系、訪 問系、GH等含む〕	相談支援 事業所	高齢者 施設	障害児施設等	相談支援 事業所		
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者支援 (都道府県)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 〔都道府県 市町村〕	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 〔都道府県 市町村〕	—	改正児童 福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	適用法令 なし ※障害児相談支 援事業所につ いては、障害 者虐待防止法 の省令で規定 することを検討	障害者虐待 防止法 ・適切な権限 行使 (都道府県労働 局)	障害者虐待 防止法 ・間接的防止 措置 (施設長)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			—	〔20歳まで〕	—		
				特定疾病40歳以 上の若年高齢者				
65歳以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村)		高齢者虐待 防止法 ・適切な権限行使 〔都道府県 市町村〕	—	—	—		

3

(参考) 障害者虐待防止法の施行(平成24年10月)に向けた対応

国における対応

- (1) 全国会議において、都道府県・市町村に施行に向けた準備を依頼(昨年9月開催)
- (2) 国研修の実施(昨年12月実施。平成24年度は6~7月頃を予定。)
 - 都道府県研修の企画運営に携わる者向けに研修を実施
- (3) 都道府県・市町村職員向けのマニュアルの作成・配布(4月)
- (4) 平成24年度障害者虐待状況等の調査(本年2月に調査内容案提示)
 - 自治体の体制整備の状況の調査を実施し、体制整備を推進(本年4月・10月)
 - 自治体に障害者虐待の状況等の調査を実施(本年4月から)

都道府県における対応

- (1) 体制整備に向けた検討等(平成23年度中)
 - 都道府県センターの設置方法・体制の検討
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携のための検討会議の開催
 - 市町村に対して施行に向けた準備を進めるよう働きかけ
- (2) 都道府県研修の実施(本年1月頃~)
 - 国研修を受け、市町村職員、相談支援事業者、サービス事業者向けに研修を実施
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備(本年9月まで)
 - 都道府県センターについて、市町村や障害福祉サービス事業者等へ明示
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携会議の開催
 - 市町村の準備状況に対する助言
 - サービス事業者への指導
 - 業務マニュアル・指針等の策定

市町村における対応

(1) 体制整備に向けた検討（平成23年度中）

- 市町村センターの設置方法・体制等の検討
- 地域の関係機関との連携のための検討会議の開催

(2) 都道府県研修の受講（本年1月頃～）

(3) 体制整備に向けた具体的な準備（本年9月まで）

- 市町村センターについて、地域住民、地域の関係機関等へ明示
- 地域の関係機関との連携会議の開催
- 業務マニュアル・指針等の策定

平成24年度予算における障害者虐待防止対策等について

○障害者虐待防止対策支援事業費 403,260千円 → 420,838千円(+17,578千円)

1 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2 事業内容

(1)に示した体制を整備するとともに、(2)から(5)までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施する。

(1)連携協力体制整備事業

地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

(2)家庭訪問等個別支援事業

過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問、24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、その他地域の実情に応じた事業を実施する。

(3)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(4)専門性強化事業

医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

新 (5)普及啓発事業

障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動を実施する。

3 実施主体 都道府県又は市町村(社会福祉法人又はNPO法人等に委託可)

※ (3)及び(4)のうち虐待事例の分析等は都道府県のみ

4 補助率 (1)・(2)・(4) 国1/2・都道府県1/2 又は 国1/2・市町村(直接補助)1/2
(3)・(5) 定額

○障害者虐待防止・権利擁護事業費 3,450千円 → 4,004千円(+554千円)

1 事業内容

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

2 実施主体 国

障害者虐待防止対策支援事業

平成24年度予算:420,838千円

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1)連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、
(2)から(5)を地域の実情を踏まえ、実施

(3)研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(2)家庭訪問等個別支援事業

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

(4)専門性強化事業

- 医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

(5)普及啓発事業

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成24年度予算:4,004千円)

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

(参考) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化(平成24年4月施行)

法 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→ 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。

※ 平成24年度予算においては、地域生活支援事業費補助金において、成年後見制度利用支援事業のほか、新たに、成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見を行う事業所の立ち上げの支援に係る国庫補助を盛り込んでいる。

